

離婚されたときの主な手続きのチェックリスト
 (魚沼市に住民登録がある方を中心に作成した表です。魚沼市外に住所がある方は、ご自分の住民登録地へお問合せください。)
 【個人番号カードもご持参ください】

～ 総合相談窓口 ～
 魚沼市役所 市民相談センター
 792-8844

◎ 離婚届にともなう各種手続・制度等の主なものを掲載しました。所得、家庭状況等により該当にならない場合があります。 (令和8年4月現在)

項目	チェック欄	対象者	制度・届の概要	手続きに必要なもの・留意点等	お問合せ
戸籍届	離婚届			マイナンバーカードや運転免許証等本人確認書類	市民課市民戸籍係 (本庁舎1階 1)市民課 792-1112
	(子の)入籍届	子の戸籍を異動したい場合	離婚届に親権を記載しただけでは、子の戸籍は異動しません。家庭裁判所の許可と入籍届が必要です。	①【家庭裁判所の許可を受けるには】入籍する子の戸籍謄本及び子が入籍する親の戸籍謄本、マイナンバーカードや運転免許証等本人確認書類、届出人の認印、印紙800円(子ども一人につき)※許可書を郵送希望の場合、返信用切手を持参 ※詳しくは管轄の家庭裁判所へお問合せください ②【家庭裁判所の許可がおりたら】市役所窓口で入籍届。家庭裁判所の許可書の謄本	
	婚姻の際に称していた氏を称する届	婚姻時の氏を使いたい場合	届出期間は離婚の日から3ヶ月以内です。	マイナンバーカードや運転免許証等本人確認書類	
住所	住所異動	転居・転出する場合	住所変更の届出が必要です。	マイナンバーカードや運転免許証等本人確認書類	
印鑑登録	登録変更	氏を含む印鑑を登録し、氏に変更がある方	登録は抹消されます。印鑑証明が必要な場合は新規に登録が必要です。	マイナンバーカードや運転免許証等本人確認書類、新規に登録する印鑑、旧印鑑登録証	
マイナンバー		氏を変更した方、住所変更をした方	カードの記載事項を更新する必要があります。	マイナンバーカード	
年金	資格異動	配偶者の扶養になっていた方	3号⇒1号の資格変更届が必要です。	社会保険の扶養を外れたことの証明書、年金手帳または基礎年金番号通知書	市民課国民健康保険係 (本庁舎1階 1)市民課 793-7971
	年金保険料免除申請	納付が困難な方	申請により納付が免除(猶予)される場合があります。	年金手帳または基礎年金番号通知書	
	厚生年金記録の分割	希望者	当事者間で厚生年金納付記録を分割し年金支給額に反映させます。「合意分割」と「3号分割」制度があります。	右記へお問合せください。	長岡年金事務所 0258-88-0006
医療保険	国民健康保険加入	配偶者の扶養になっていた方	社会保険を離脱した方は国民健康保険に加入する必要があります。	社会保険の扶養を外れたことの証明書、届出人のマイナンバーカードや運転免許証等本人確認書類、国保加入者および届出人の個人番号がわかるもの	市民課国民健康保険係 (本庁舎1階 1)市民課 793-7971
	国民健康保険税	国民健康保険加入者	国民健康保険に加入すると、国民健康保険税が発生します。	納税義務者は世帯主です。	
	健康保険資格の更新	国民健康保険加入者	住所・世帯主・氏を変更した方は更新手続きが必要です。	国民健康保険に加入していることがわかるもの、届出人のマイナンバーカードや運転免許証等本人確認書類、国保加入者および届出人の個人番号がわかるもの	
公営住宅	入居	住宅困窮者	一定の条件を満たし住宅に困窮する方は、市営住宅に申し込むことができます。2月・5月・8月・11月に開催される入居者選考委員会において審査・入居決定を行います。	右記へお問合せください。	都市整備課建築住宅係 (本庁舎2階 20)都市整備課 793-7991
	入居名義人変更	公営住宅入居者	入居名義人の承継、駐車場名義人変更、連帯保証人変更等の届出をしてください。		
	家賃変更等	公営住宅入居者	世帯収入と家賃の再計算を行います。また状況により家賃減免を受けられる場合があります。		
税金	ひとり親控除、寡婦控除の申告	ひとり親、寡婦に該当する方	その年の12月31日時点でひとり親、寡婦に該当する方は、ひとり親、寡婦控除を申告することにより、その年分の所得税や、その翌年度の市県民税が軽減される場合があります。また、各種手当の額、公営住宅家賃、保育料、放課後児童クラブ負担金などの算定にも影響する場合があります。	所得税の確定申告書 ※給与所得者の場合、「給与所得者の扶養控除等(異動)申告書」を勤務先に提出することにより、年末調整でひとり親、寡婦控除を受けることができます。	小千谷税務署 0258-83-2090
				市県民税申告書 ※所得税においてひとり親、寡婦控除の適用を受けた場合は、改めて市県民税申告書を提出する必要はありません。	税務課市民税係 (本庁舎1階 4)税務課 792-9751

項目		チェック欄	対象者	制度・届の概要	手続きに必要なもの・留意点等	お問合せ
口座振替	税金、保育料、放課後児童クラブ負担金、公営住宅家賃、ガス・上下水道料等		口座振替を利用している方で、振替口座や口座名義人を変更する方	市内の金融機関に改めて、口座振替依頼書を提出してください。	通帳、通帳印(口座振替依頼書は金融機関にあります。)	
手当・助成	児童手当		高校3年生までの児童を養育している方	3歳未満…月額15,000円 3歳～高校生…月額10,000円 第3子以降…月額30,000円 ※子どもの数え方は、親等の経済的負担があり養育している22歳の年度末までの子から下に数えます。自立している場合は対象となりません。	児童手当は、受給者の変更が生じた日の翌日から15日以内に消滅届及び認定請求書を提出する必要があります。 その他、個々に必要な届出がありますので、右記へお問い合わせください。	子ども課児童福祉係 (本庁舎1階 6 子ども課) 792-9201
	児童扶養手当		18歳年度末までの児童を養育している父または母または養育者	ひとり親家庭の父または母や、父母に代わって児童を養育している方に支給されます。所得制限等があります。	申請の際に必要な書類等が個々に違う場合がありますので、右記へお問合せください。	
	ひとり親医療費助成		18歳年度末までの児童を養育している父子・母子・養育家庭	ひとり親家庭等の父または母や、父母に代わって養育している方の医療費(保険適用分)の一部を助成し、児童については無償となります。所得制限等があります。	申請月の翌月からの手当支給、認定となるため、離婚届と同月中に届出をするようにご注意ください。	
	子ども医療費助成		0歳～18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間の児童	受給者・住所・健康保険が変更になる場合は、変更届を提出してください。	児童の加入医療保険の資格情報が分かるもの(保険証等)	
	特別児童扶養手当		20歳未満の障がい児を監護・養育している方	20歳未満の障がい児を家庭で監護・養育している父母等に支給されます。所得制限があります。離婚により、主たる監護・養育者が父母間で変更になる場合(父⇄母)は、その後の監護・養育者は新規申請をしてください。	右記へお問合せください。 離別により、児童を監護・養育しなくなる場合は資格喪失届を提出してください。 新たに受給者となる方は新規申請が必要です。(申請日の翌月からの支給となります)	
保育園 認定こども園 放課後児童クラブ	家庭状況の変更		利用者	住所・保護者・氏等を変更した場合は変更届を提出してください。(変更届は各施設にあります。)	右記へお問合せください。	子ども課保育園幼稚園係 (子育て支援センター) 792-6356
小学校 中学校	学籍の変更		小中学生	学校に届け出ている児童生徒、保護者の名前・住所等の変更がある場合、手続きが必要です。	申請書又は届出が必要です。 詳しくは右記へお問合せください。	学校教育課庶務係 (本庁舎3階 23 学校教育課) 793-7452
	学区外・区域外就学		小中学生	学区外(市内の学校)又は区域外(市外の学校)への通学を希望する場合、教育委員会の許可が必要です。(許可基準あり)		
	就学援助		小中学生の保護者(児童扶養手当受給者等)	小中学校でかかる費用(学用品費・給食費など)の一部を助成します。所得制限等があります。		
	奨学金		高校・専門学校・大学生	返還の必要がある奨学金と、返還免除を受けることができるふるさと回帰育英奨学金があります。		
貸付	母子・父子・寡婦福祉資金貸付金		20歳未満の児童を扶養している母子、父子家庭及び寡婦の方	修学資金、就学支度資金など目的別の資金があります。	右記へお問合せください。	魚沼地域振興局 健康福祉部 地域保健課(魚沼保健所) 792-8612
面会交流・養育費				面会交流は、子どもと離れて暮らしているお父さんやお母さんが、子どもと定期的又は継続的に交流することです。 養育費は、子どもの権利です。 面会交流、養育費について、離婚後のお子さんの生活を守り育てるために、事前に取り決めておきましょう。	右記へお問合せください。	養育費相談支援センター 03-3980-4108 新潟県ひとり親家庭等就業・自立支援センター 025-281-5546
公共料金等	使用者の名義変更 使用者の新規登録		現使用者と名義を変更する方 新住所で新たに使用を開始する方	各契約先にお問い合わせください。		各契約先